

議案第 90 号

所沢市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

所沢市職員定数条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

中核市への移行に向けて、埼玉県から移譲される事務に対応する人員を確保するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市職員定数条例の一部を改正する条例

所沢市職員定数条例（昭和４３年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「１，７６２人」を「１，８５７人」に改め、同項第３号中「１８４人」を「１４７人」に改め、同項第４号中「７人」を「９人」に改め、同項第６号中「２７７人」を「２１９人」に改め、同条第２項第１号中「第２９２条」を「同法第２９２条」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項第１号の改正規定は公布の日から、同条第１項第４号の改正規定は令和９年１月１日から施行する。